

令和 8 年度

厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務

＜公募型プロポーザル審査基準＞

令和 8 年 9 月

厚真町まちづくり推進課

政策推進グループ

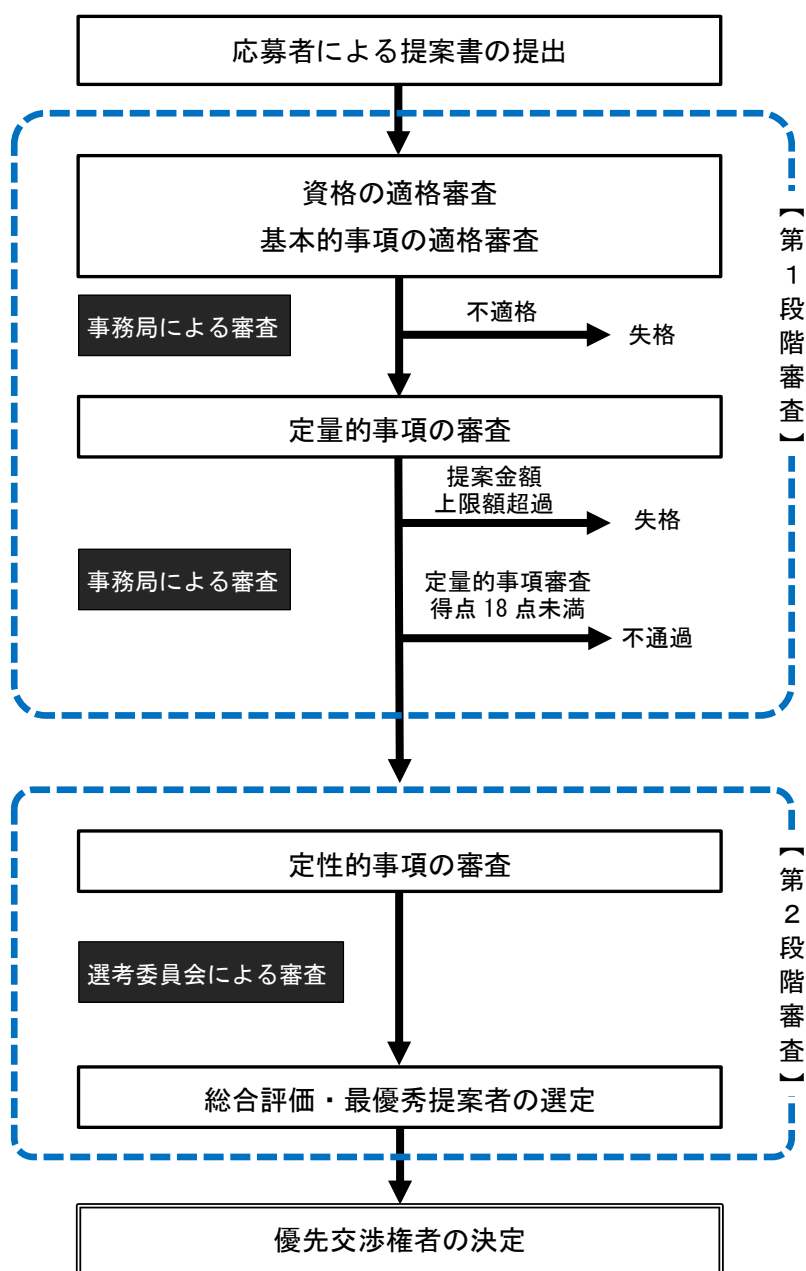
第1章 提案の審査

審査は、応募者から提出された提案書等に対して2段階に分けて実施する。

なお、第1段階審査において、必要な要件等を満たしていない場合は、失格とする。

第1段階審査は、事務局において審査することとし、第2段階審査は、厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

（1）審査フロー



第2章 審査項目と配点

(1) 第1段階審査：適格審査・定量的事項等の審査（事務局による審査）

項 目	配点等
①適格審査	
ア 募集要項で定める参加要件を満たしているか	配点なし
イ 募集要領で定める参加表明に必要な書類に不足・不備はないか	配点なし
②基本事項に関する評価	
ア 提案金額	配点なし
③技術力に関する評価（20）	
ア エネルギー利用に関する実績・体制等	10
イ 基礎技術・実装性に関する実績・体制等	10
合 計	20

(2) 第2段階審査：定性的事項の審査（選考委員会による審査）

項 目	配点等
①事業計画に関する評価（20）	
ア 業務の実施方針に関する評価（事業目的の理解、提案内容と提案金額の妥当性）	10
イ 業務実施の確実性に関する評価（事業工程計画、人員や体制など）	10
②調査業務に関する評価（20）	
ア 調査体制・方法（調査員の専門性、現地調査の実施等）	10
イ 調査コンセプト（町のゼロカーボン推進計画等への理解、実装性への意識等）	10
③PR 企画提案に関する評価（20）	
ア P R 効果・有効性（企画の内容や有効性、ターゲット層の明確さ等）	10
イ 実装性・波及効果（新エネルギー導入の実装性や波及効果等）	10
③その他の評価（20）	
ア 地域配慮（地域リソースの活用や住民参画等）	10
イ 総合評価（計画の確実性、実行力、対応力、優れた点など）	10
合 計	80
審査総合計（第1段階審査＋第2段階審査）	100

第3章 各審査の審査項目と評価方法

(1) 第1段階審査（配点20）

第1段階審査では、次の審査項目について、各要件の適否を確認し、要件を満たしていない場合は、失格又は不通過とする。失格又は不通過となった場合には第2段階審査は実施しない。

第1段階審査の適否については、ヒアリング実施前に応募者に通知する。

なお、第1段階審査において適格な提案者が多い場合であっても全ての適格者に対して第2段階審査を実施する。

①適格審査（適否確認・配点なし）

応募者が募集要項に示す応募要件に適合していること及び提案金額が上限金額以内であることを確認するほか、仕様・要求水準書で定める施設機能及び諸室構成に適合した提案内容であるか確認する。

- ・応募要件を満たしていない → 失格
- ・必要書類の不足や不備 → 失格

②基本的事項に関する評価（適否確認・配点なし）

仕様書で定める提案上限金額に対して提案金額がそれ以内となっているか確認する。

- ・提案金額が上限金額を超過 → 失格

【提案上限額】

別紙募集要項「2.事業概要（5）提案限度額」に記載のとおりとする。

③技術力に関する評価（技術力の評価 配点：20）

本審査基準「第2章 審査項目と配点」（1）第1段階審査：適格審査・定量的事項等の審査③技術力に関する評価項目で定める評価項目に則して応募者の技術力、実績等を評価する。

(2) 第2段階審査（配点80）

定量的事項の審査は、以下のとおりとする。

①事業計画に関する評価（事業目的の理解や事業実施体制の評価 配点：20）

本審査基準「第2章 審査項目と配点」（2）第2段階審査：定量的事項の審査①事業計画に関する評価項目で定める評価項目に則して提案者の業務方針や業務実施の確実性等を評価する。

②調査業務に関する評価（調査員の専門性、実装性への意識等の評価 配点：20）

本審査基準「第2章 審査項目と配点」（2）第2段階審査：定量的事項の審査②調査業務に関する評価項目で定める評価項目に則して調査員の専門性や人員体制、実装性を意識した調査方針であるか等を評価する。

③PR 企画提案に関する評価（企画内容、有効性や波及効果等の評価 配点：20）

本審査基準「第2章 審査項目と配点」（2）第2段階審査：定性的事項の審査③PR 企画提案に関する評価項目で定める評価項目に則してPR 企画の有効性や波及効果、普及促進効果等を評価する。

④その他の評価（地域配慮提案及び総合的な評価 配点：20）

本審査基準「第2章 審査項目と配点」（2）第2段階審査：定性的事項の審査④その他の評価項目に則して評価する。

（3）第1段階審査の評価の配点と評価事項

評価段階と配点は、表－1のとおりとする。

表－1 評価段階と配点

③	提案内容が特に優れている (調査人員の専門性や町の理解が非常に高い、実績も豊富)	8～10
②	提案内容が標準水準 (調査人員の専門性や町の理解が高い、実績も充分)	4～7
①	提案内容に不明瞭な点がある又は評価できる点が少ない (調査人員の専門性や町の理解が不足、実績も少ない)	1～3

（4）第2段階審査の評価の配点と評価事項

評価段階と配点は、表－3のとおりとする。また、評価項目の評価視点と項目ごとの配点は表－4のとおりとする。

表－3 評価段階と配点【配点 10の項目】

③	提案内容が特に優れている (要求を大きく上回る・期待以上・細かな配慮が有る等)	8～10
②	提案内容が優れている又は標準以上 (要求を上回る・配慮が有る等)	4～7
①	標準又は評価できる点が少ない (最低限・不明確・説明不足・特筆する提案が少ない又は無い等)	1～3

表－5 評価項目

項 目	評価事項	配点
①事業計画に関する評価		
ア 業務の実施方針	○本業務の目的を理解し、提案内容及び調査コンセプトが明確か。 ○提案価格に対して提案内容が適切か。	10
イ 業務実施の確実性	○人員数や業務実施体制は明確かつ充分か。 ○業務工程計画は確実性を有するものか。	10
②調査業務に関する評価		
ア 調査体制・方法	○専門性が高く、知見が豊富な調査人員であるか。 ○現地踏査やヒアリング、データ収集及び取得に対応した調査体制であるか。 ○地域及び市場動向を意識した調査方法、内容となっているか。	10
イ 調査コンセプト	○厚真町のゼロカーボン推進計画や方針を理解した調査コンセプトか。 ○水素エネルギーに関してエネルギー利用のほか、事業創出等の視点を持った調査コンセプトか。 ○実装性を見据えた調査内容・方針か。	10
③PR 企画提案に関する評価		
ア PR効果・有効性	○水素エネルギーや再エネについて、一般住民、事業者ともに有益で解りやすい内容となっているか。	10

	○民生、業務、産業などターゲットが明確な企画提案となっているか。 ○水素を含め再エネの導入についてイメージしやすい企画提案となっているか。	
イ 実装性・波及効果	○社会実装に向けて導入イメージや関連製品、インフラ整備状況等の情報提供をできる企画提案となっているか。 ○事業者の新たなビジネス創出や事業所へのグリーンエネルギー導入につながる企画提案となっているか。	10
③その他の評価		
ア 地域配慮	○PR企画等で材料調達や地元事業者との協働など地域リソースの活用が提案されている。 ○ワークショップ開催やこども向け教室など住民等が参画する機会が提案されている。	10
イ 総合評価	○提案内容に説得力があり、確実性に優れている ○定性的事項では評価できない優れた内容がある ○誠実かつ適切な対応力及び実行力が期待できる	10
合 計		80

第4章 最優秀提案者の選定方法

◇提案者の定性的事項審査による得点は、選考委員が評価した点数の平均点（小数点第3位を四捨五入して第2位まで求める。）とし、定量的事項審査との合計点により順位付けを行う。

ただし、定性的事項審査の得点と定量的事項審査の得点の合計が最も高い者であっても次のいずれかに該当する場合は、最優秀提案者として選定しない。

- ・定性的事項審査の得点と定量的事項審査の得点の合計が60点未満の場合
- ・定性的事項審査の得点と定量的事項審査の得点の合計が60点以上の場合であっても、定性的事項審査の得点が42点未満の場合

◇同点の者がある場合は定性的事項審査の得点の高い者を上位とし、定性的事項審査の得点も同点の場合は選考委員の協議により順位付けを行う。

◇選考委員会は、合計得点の順位が最上位かつ定性的事項審査の得点が42点以上の者を最優秀提案者として選定する。

◇選考委員会は、最優秀提案者を選定し、町長に答申する。ただし、選考委員会において事業効果を見込める提案がないと認める場合は、最優秀提案者の選定をしないことを町長に答申する。

◇町長は、選考委員会から最優秀提案者選定の答申を受けたときは、この提案者を優先交渉権者として事業の実施に向けた協議を行う。この協議が整わない場合は、次点の者から順に事業の実施に向けた協議を行う。